

1 1 食料品・生活必需品等の調達供給関係

資料 1 1 - 1 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧表

1 市役所備蓄基地 大町市大町 3 8 8 7 番地 (桜田町)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大 6 缶入り)	1 3 箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大 6 缶入り)	1 3 箱
	アルファ化米 (五目ご飯 5 0 食)	2 箱
	アルファ化米 (梅がゆ 5 0 食)	1 5 箱
	アルファ化米 (わかめご飯 5 0 食) アレルギー対策品	1 6 箱
	ビスケット (6 0 袋入)	1 4 箱
	非常備蓄用ミルク (液体 2 0 0 m l、2 4 本入り)	1 箱
	カロリーメイト (6 0 食)	2 0 箱
	その他食料 (パン類、麺類等)	8 種類計 6 5 箱
	ようかん (5 本入 2 0 パック)	1 1 箱
	野菜ジュース (3 0 缶入り)	2 箱
	冰糖 (2 k g)	8 箱
	哺乳瓶 (プラ 2 4 0 c c)	2 0 個
	簡易炊飯袋 (5 0 袋)	5 0 箱
	給水ポリ容器 (1 0 0)	2 5 袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各 1, 6 0 0 個
	まな板	1 枚
	炭焼き用鉄板	1 枚
	ガソリン燃料缶 (1 0 × 4 缶)	1 0 箱
	混合油 (1 0 × 4 缶)	2 箱
	エンジンオイル (1 0)	2 缶
	灯油	1 4 4 0
	灯油タンク (1 8 0)	1 2 個
	ポリタンクストッカー	7 個
	プロパンガスボンベ (8 k g)	2 本
	プロパンガスボンベ (5 k g)	4 本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	1 5 個
	カセットコンロ用ガス (4 本入り)	7 5 箱
	アルカリ電池 (単 1)	3 2 0 個
	アルカリ電池 (単 2)	1 6 個
	アルカリ電池 (単 3)	4 1 0 個
	七輪 (大)	4 個
	炭 (2 k g × 9 個)	1 0 箱
	医薬品 (2 0 人用)	4 箱
	真空圧縮難燃毛布	6 8 枚
	難燃毛布	1 0 8 枚
	アルミ防寒ブランケット	1 5 0 枚
	アルミ寝袋	1 9 8 袋
	圧縮タオル	4 0 0 枚
	圧縮下着 (男・女)	各 1 5 0 枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	4 個
	オストメイトトイレ	1 台
	洋式便座	2 台
	車いす用トイレ	2 台
	ダンボールトイレセット	2 0 0 個
	簡易トイレ袋 (消臭・凝固剤付き)	2, 5 2 0 枚
	トイレトペーパー	2 7 0 個
	ティッシュペーパー (5 箱入り)	6 0 個
	大人用オムツ	5 0 個
	生理用品 (2 6 4 個入り)	2 箱
	手回し充電ラジオ (防滴)	1 5 個

ランタン (灯油)	15個
充電LEDライト	25個
充電LEDサーチライト	10個
懐中電灯 (単1×4個)	15個
懐中電灯 (単3×3個)	20個
LED誘導棒	50本
トラロープ (12mm×100m)	7個
日曜大工セット	4個
レスキューアックス	4個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	5個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	3個
パール (八角バラシタイプ90cm)	5本
両つるはし (90cm)	5個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各12本
ボルトカッター	3個
一輪車 (二才浅型)	7台
折畳み式リアカー	2台
折畳み式カゴ台車	2台
ユードリール (防雨、30m)	9台
木製バリケード	20個
ブルーシート (10m×10m)	6枚
ブルーシート (2間×3間)	29枚
ヘルメット	273個
雨具	14個
担架	1個
ワンタッチパーティション	63個
ワンタッチパーティション屋根	20個
アルミマット	80個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	2式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	12個
インスタント (簡易トイレ用テント)	6張
タープテント (3.6m×3.6m)	5張
タープテント (3.6m×5.4m)	4張
ドーム型テント	3個
ガソリン発電機 (1kW)	6台
ガス発電機 (1kW)	6台
非常用蓄電池	3台
投光器 (500w×2灯)	13基
ジェットヒーター (HP-1600)	2台
石油ストーブ	7台
炊出し器具 (28ℓ)	2台
やかん (8ℓ)	10個
水浄化装置	2台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各4台
チェーンソー (刃渡30cm)	2台
チェーンソー (刃渡40cm)	2台
爪付油圧ジャッキ (爪2t/5t)	4台
爪付油圧ジャッキ (ロング爪2.5t/5t)	1台
アルミ連梯子 (4.2m)	1台
アルミ脚立 (1.8m)	2台
小電力トランシーバー	10台
可動式温風機	1台
救命胴衣	30個
大型扇風機	3個
クッキングストーブ	2個
赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	19台

	非常用特殊公衆電話用電話機	6個
	簡易ベット	2個
	ノーパンク自転車	6台
	消火器	11本
	避難所用品収納庫	1台
	段ボールベッド	11台
	スポットエアコン	2台
	移動式エアコン (ヒエスポ)	3台
	移動式エアコン (デンソーエアクール)	1台
	エアゾール式簡易消火具	21本
	台車	4台
	キャタピラ式台車	1台

2 大町北小学校備蓄基地 大町市大町5806番地8 (俵町)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	6箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	6箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	4箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	冰糖 (2kg)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	10個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
	給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各600個
	ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
	混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル (1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク (18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ (8kg)	1本
	プロパンガスボンベ (5kg)	1本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	5個
	カセットコンロ用ガス (4本入り)	30箱
	アルカリ電池 (単1)	50個
	アルカリ電池 (単3)	10個
	七輪 (大)	2個
	炭 (2kg×9個)	10箱
	医薬品 (20人用)	2箱
	真空圧縮難燃毛布	40枚
	アルミ防寒ブランケット	80枚
	圧縮タオル	200枚
	圧縮下着 (男・女)	各50枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	2個
	ダンボールトイレセット	160個
	トイレトペーパー	100個
	ティッシュペーパー (5箱入り)	32個
	大人用オムツ	52個
	生理用品 (264個入り)	2箱

	手回し充電ラジオ (防滴)	5 個
	ランタン (灯油)	5 個
	充電LEDライト	10 個
	充電LEDサーチライト	10 個
	懐中電灯 (単1×4個)	5 個
	LED誘導棒	10 本
	トラロープ (12mm×100m)	2 個
	日曜大工セット	2 個
	レスキューアックス	2 個
	のこぎり (刃30cm、ケース付)	3 個
	両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2 個
	パール (八角バラシタイプ90cm)	3 本
	両つるはし (90cm)	3 個
	スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5 本
	ボルトカッター	1 個
	一輪車 (二才浅型)	2 台
	折畳み式リアカー	1 台
	折畳み式カゴ台車	1 台
	ユードリール (防雨、30m)	5 台
	木製バリケード	10 個
	ブルーシート (10m×10m)	2 枚
	ブルーシート (2間×3間)	10 枚
	ヘルメット	40 個
	ワンタッチパーティション	80 個
	ワンタッチパーティション屋根	5 個
	アルミマット	40 個
	クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1 式
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7 個
	ホワイトボード (幅1.8m)	1 個
	ガソリン発電機 (1kW)	2 台
	ガス発電機 (1kW)	1 台
	投光器 (500w×2灯)	4 基
	ジェットヒーター (HP-1600)	2 台
	石油ストーブ	8 台
	炊出し器具 (28ℓ)	1 台
	水浄化装置	1 台
	ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2 台
	チェーンソー (刃渡30cm)	2 台
	チェーンソー (刃渡40cm)	1 台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2 台
	アルミ一連梯子 (4.2m)	1 台
	アルミ脚立 (1.8m)	1 台
	可動式温風機	1 台
	大型扇風機	1 個
	クッキングストーブ	2 個
	赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	3 台
	非常用特殊公衆電話用電話機	2 個
	ノーバンク自転車	1 台
	避難所用品収納庫	1 台
	段ボールベッド	30 台

3 大町南小学校備蓄基地 大町市常盤3543番地1 (清水)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	6 箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	6 箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3 箱

アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
ビスケット (60袋入)	2箱
非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
カロリーメイト (60食)	4箱
ようかん (5本入20パック)	2箱
野菜ジュース (30缶入り)	2箱
冰糖 (2kg)	2箱
哺乳瓶 (プラ240cc)	10個
簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
給水ポリ容器 (100)	10袋
紙コップ・紙皿・割箸	各600個
ガソリン燃料缶 (10×4缶)	5箱
混合油 (10×4缶)	1箱
エンジンオイル (10)	1缶
灯油	720
灯油タンク (180)	4個
ポリタンクストッカー	1個
プロパンガスボンベ (8kg)	1本
プロパンガスボンベ (5kg)	1本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	5個
カセットコンロ用ガス (4本入り)	30箱
アルカリ電池 (単1)	50個
アルカリ電池 (単3)	10個
七輪 (大)	2個
炭 (10kg)	10箱
医薬品 (20人用)	2箱
真空圧縮難燃毛布	40枚
アルミ防寒ブランケット	80枚
圧縮タオル	200枚
圧縮下着 (男・女)	各50枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	2個
ダンボールトイレセット	160個
トイレトペーパー	90個
ティッシュペーパー (5箱入り)	32個
大人用オムツ	20個
生理用品 (264個入り)	2箱
手回し充電ラジオ (防滴)	5個
ランタン (灯油)	5個
充電LEDライト	10個
充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯 (単1×4個)	5個
LED誘導棒	10本
トラロープ (12mm×100m)	2個
日曜大工セット	2個
レスキューアックス	2個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	3個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	2個
ボール (八角バラシタイプ90cm)	3本
両つるはし (90cm)	3個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール (防雨、30m)	5台

木製バリケード	10個
ブルーシート(10m×10m)	2枚
ブルーシート(2間×3間)	10枚
ヘルメット	40個
ワンタッチパーティション	80個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント(3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム(2.1m×2.1m)	7個
ホワイトボード(幅1.8m)	1個
ガソリン発電機(1kW)	2台
ガス発電機(1kW)	1台
投光器(500w×2灯)	4基
ジェットヒーター(HP-1600)	2台
石油ストーブ	7台
炊出し器具(28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン(防水)	各2台
チェーンソー(刃渡30cm)	2台
チェーンソー(刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ(爪2t、5t)	2台
アルミ連梯子(4.2m)	1台
アルミ脚立(1.8m)	1台
可動式温風機	1台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	2個
赤外線ヒーター(デンソーエアクール)	3台
非常用特殊公衆電話用電話機	1個
ノーパンク自転車	1台
避難所用品収納庫	1台
段ボールベッド	30台

4 大町東小学校備蓄基地 大町市社6700番地(松崎)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ(おかず大6缶入り)	6箱
	サバイバルフーズ(クラッカー大6缶入り)	6箱
	アルファ化米(五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米(梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米(わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット(60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク(液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト(60食)	4箱
	ようかん(5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース(30缶入り)	2箱
	哺乳瓶(プラ240cc)	10個
	簡易炊飯袋(50袋)	10箱
	給水ポリ容器(10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各600個
	ガソリン燃料缶(1ℓ×4缶)	5箱
	混合油(1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル(1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク(18ℓ)	4個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ(8kg)	1本

プロパンガスボンベ (5 kg)	1 本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	5 個
カセットコンロ用ガス (4 本入り)	3 0 箱
アルカリ電池 (単 1)	5 0 個
アルカリ電池 (単 3)	1 0 個
七輪 (大)	2 個
炭 (1 0 kg)	1 0 箱
医薬品 (2 0 人用)	2 箱
真空圧縮難燃毛布	4 0 枚
アルミ防寒ブランケット	8 0 枚
圧縮タオル	2 0 0 枚
圧縮下着 (男・女)	各 5 0 枚
仮設トイレ (マンホール用・テント)	2 個
ダンボールトイレセット	1 6 0 個
トイレトペーパー	9 0 個
ティッシュペーパー (5 箱入り)	3 2 個
大人用オムツ	2 0 個
生理用品 (2 6 4 個入り)	2 箱
手回し充電ラジオ (防滴)	5 個
ランタン (灯油)	5 個
充電 LED ライト	1 0 個
充電 LED サーチライト	1 0 個
懐中電灯 (単 1 × 4 個)	5 個
LED 誘導棒	1 0 本
トラロープ (1 2 mm × 1 0 0 m)	2 個
日曜大工セット	2 個
レスキューアックス	2 個
のこぎり (刃 3 0 cm、ケース付)	3 個
両口ハンマー (9 0 cm、3. 5 kg)	2 個
ボール (八角バラシタイプ 9 0 cm)	3 本
両つるはし (9 0 cm)	3 個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各 5 本
ボルトカッター	1 個
一輪車 (二才浅型)	2 台
折畳み式リアカー	1 台
折畳み式カゴ台車	1 台
コードリール (防雨、3 0 m)	5 台
木製バリケード	1 0 個
ブルーシート (1 0 m × 1 0 m)	2 枚
ブルーシート (2 間 × 3 間)	1 0 枚
ヘルメット	4 0 個
ワンタッチパーティション	8 0 個
ワンタッチパーティション屋根	5 個
アルミマット	4 0 個
クイックテント (3. 6 m × 7. 2 m 四方幕付)	1 式
プライベートルーム (2. 1 m × 2. 1 m)	7 個
ホワイトボード (幅 1. 8 m)	1 個
ガソリン発電機 (1 kW)	2 台
ガス発電機 (1 kW)	1 台
投光器 (5 0 0 w × 2 灯)	4 基
ジェットヒーター (HP-1 6 0 0)	2 台
石油ストーブ	8 台
炊出し器具 (2 8 ℓ)	1 台
水浄化装置	1 台
ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各 2 台
チェーンソー (刃渡 3 0 c m)	2 台

	チェーンソー (刃渡40cm)	1台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	2台
	アルミ連梯子 (4.2m)	1台
	アルミ脚立 (1.8m)	1台
	可動式温風機	1台
	大型扇風機	1個
	クッキングストーブ	2個
	赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	3台
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	ノーバンク自転車	1台
	避難所用品収納庫	1台
	段ボールベッド	30台

5 八坂備蓄基地 大町市八坂1090番地 (大平)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ (おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ (クラッカー大6缶入り)	5箱
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	2箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	哺乳瓶 (プラ240cc)	5個
	簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
	給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
	紙コップ・紙皿・割箸	各300個
	ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
	混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
	エンジンオイル (1ℓ)	1缶
	灯油	72ℓ
	灯油タンク (18ℓ)	5個
	ポリタンクストッカー	1個
	プロパンガスボンベ (8kg)	1本
	プロパンガスボンベ (5kg)	1本
	カセットコンロ (暴風・ケース付)	3個
	カセットコンロ用ガス (4本入り)	18箱
	アルカリ電池 (単1)	20個
	アルカリ電池 (単3)	10個
	七輪 (大)	2個
	炭 (10kg)	10箱
	医薬品 (20人用)	1箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	圧縮タオル	100枚
	圧縮下着 (男・女)	各20枚
	仮設トイレ (マンホール用・テント)	1個
	ダンボールトイレセット	75個
	生理用品 (264個入り)	2箱
	トイレトペーパー	50個
	ティッシュペーパー (5箱入り)	10個
	手回し充電ラジオ (防滴)	3個
	ランタン (灯油)	3個
	充電LEDライト	5個

充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯(単1×4個)	5個
LED誘導棒	5本
トラロープ(12mm×100m)	2個
日曜大工セット	1個
レスキューアックス	1個
のこぎり(刃30cm、ケース付)	2個
両口ハンマー(90cm、3.5kg)	1個
パール(八角バラシタイプ90cm)	2本
両つるはし(90cm)	2個
スコップ(パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車(二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
折畳み式カゴ台車	1台
コードリール(防雨、30m)	3台
ブルーシート(10m×10m)	4枚
ブルーシート(2間×3間)	10枚
ヘルメット	15個
ワンタッチパーティション	80個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント(3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム(2.1m×2.1m)	7個
ポリ土嚢袋	2,000袋
ガソリン発電機(1kW)	2台
ガス発電機(1kW)	1台
投光器(500w×2灯)	4基
ジェットヒーター(HP-1600)	2台
石油ストーブ	4台
炊出し器具(28ℓ)	1台
水浄化装置	1台
ショルダーメガホン・小型メガホン(防水)	各2台
チェーンソー(刃渡30cm)	2台
チェーンソー(刃渡40cm)	1台
爪付油圧ジャッキ(爪2t、5t)	1台
アルミ連梯子(4.2m)	1台
アルミ脚立(1.8m)	1台
小電力トランシーバー	5台
大型扇風機	1個
クッキングストーブ	1個
赤外線ヒーター(デンソーエアクール)	5台
非常用特殊公衆電話用電話機	3個
ノーバンク自転車	2台
段ボールベッド	30台

6 美麻備蓄基地 大町市美麻11810番地イ(二重)

番号	品名	数量
	サバイバルフーズ(おかず大6缶入り)	5箱
	サバイバルフーズ(クラッカー大6缶入り)	5箱
	アルファ化米(五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米(梅がゆ50食)	2箱
	アルファ化米(わかめご飯50食)アレルギー対策品	2箱
	ビスケット(60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク(液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト(60食)	2箱

ようかん (5本入20パック)	2箱
野菜ジュース (30缶入り)	2箱
哺乳瓶 (プラ240cc)	5個
簡易炊飯袋 (50袋)	10箱
給水ポリ容器 (10ℓ)	10袋
紙コップ・紙皿・割箸	各300個
ガソリン燃料缶 (1ℓ×4缶)	5箱
混合油 (1ℓ×4缶)	1箱
エンジンオイル (1ℓ)	1缶
灯油	720
灯油タンク (18ℓ)	4個
ポリタンクストッカー	1個
プロパンガスボンベ (8kg)	1本
プロパンガスボンベ (5kg)	1本
カセットコンロ (暴風・ケース付)	3個
カセットコンロ用ガス (4本入り)	18箱
アルカリ電池 (単1)	20個
アルカリ電池 (単3)	10個
七輪 (大)	2個
炭 (10kg)	10箱
医薬品 (20人用)	1箱
アルミ防寒ブランケット	30枚
圧縮タオル	100枚
圧縮下着 (男・女)	各20枚
生理用品 (264個入り)	2箱
ダンボールトイレセット	75個
トイレットペーパー	50個
ティッシュペーパー (5箱入り)	10個
手回し充電ラジオ (防滴)	3個
ランタン (灯油)	3個
充電LEDライト	7個
充電LEDサーチライト	2個
懐中電灯 (単1×4個)	5個
LED誘導棒	5本
トラロープ (12mm×100m)	2個
日曜大工セット	1個
レスキューアックス	1個
のこぎり (刃30cm、ケース付)	2個
両口ハンマー (90cm、3.5kg)	1個
ボール (八角バラシタイプ90cm)	2本
両つるはし (90cm)	2個
スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
ボルトカッター	1個
一輪車 (二才浅型)	2台
折畳み式リアカー	1台
コードリール (防雨、30m)	3台
ブルーシート (10m×10m)	4枚
ブルーシート (2間×3間)	10枚
ヘルメット	15個
ワンタッチパーティション	80個
ワンタッチパーティション屋根	5個
アルミマット	40個
クイックテント (3.6m×7.2m 四方幕付)	1式
プライベートルーム (2.1m×2.1m)	7個
ポリ土嚢袋	2,000袋
ガソリン発電機 (1kW)	2台

	ガス発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	4基
	ジェットヒーター (HP-1600)	2台
	石油ストーブ	4台
	炊出し器具 (28ℓ)	1台
	水浄化装置	1台
	ショルダーメガホン・小型メガホン (防水)	各2台
	チェーンソー (刃渡30cm)	2台
	チェーンソー (刃渡40cm)	1台
	爪付油圧ジャッキ (爪2t、5t)	1台
	アルミ連梯子 (4.2m)	1台
	アルミ脚立 (1.8m)	1台
	小電力トランシーバー	5台
	大型扇風機	1個
	クッキングストーブ	1個
	赤外線ヒーター (デンソーエアクール)	5台
	非常用特殊公衆電話用電話機	2個
	ノーバンク自転車	2台
	段ボールベッド	30台

7 平公民館 大町市平10352番地1 (木崎)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	5箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	4箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ダンボールトイレセット	50個
	ワンタッチパーティション	24個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	石油ストーブ	1台
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	避難所用品収納庫	1台

8 社公民館 大町市社3495番地2 (関田)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	5箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	2箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ワンタッチパーティション	24個

	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	避難所用品収納庫	1台

9 常盤公民館 大町市常盤3601番地18 (下一)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	5箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	2箱
	ビスケット (60袋入)	2箱
	非常備蓄用ミルク (液体200ml、24本入り)	1箱
	カロリーメイト (60食)	5箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	野菜ジュース (30缶入り)	2箱
	アルミ防寒ブランケット	30枚
	生理用品 (264個入り)	1箱
	ワンタッチパーティション	24個
	アルミマット	20個
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	4個
	ガソリン発電機 (1kW)	1台
	投光器 (500w×2灯)	1基
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個
	避難所用品収納庫	1台

10 ラーバン中綱 大町市平19862番地1 (中綱)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	4箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	冰糖 (2kg)	3箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個
	非常用特殊公衆電話用電話機	1個

11 海の口公民館 大町市平13192番地1 (海の口)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	3箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱
	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	2箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個

12 鹿島 大町市平8308番3 (鹿島)

番号	品名	数量
	アルファ化米 (五目ご飯50食)	2箱
	アルファ化米 (梅がゆ50食)	1箱

	アルファ化米 (わかめご飯50食) アレルギー対策品	1箱
	ビスケット (60袋入)	1箱
	カロリーメイト (60食)	1箱
	ようかん (5本入20パック)	1箱
	プライベートルーム (2.1m×2.1m)	2個

1.3 大新田資機材倉庫 大町市大町7016番3 (大新田町)

番号	品名	数量
	混合油 (10×4缶)	1箱
	エンジンオイル (10)	2缶
	懐中電灯 (単1×4個)	5個
	トラロープ (12mm×100m)	2個
	レスキューアックス	1個
	のこぎり (刃30cm、ケース付)	1個
	両口ハンマー (90cm、3.5kg)	1個
	バール (八角バラシタイプ90cm)	2本
	両つるはし (90cm)	2個
	スコップ (パイプ柄、丸・角)	各5本
	一輪車 (二才浅型)	2台
	コードリール (防雨、30m)	1台
	木製バリケード	100基
	ブルーシート (2間×3間)	10枚
	ポリ土嚢袋	10,750袋
	土嚢製造機	1台
	チェーンソー (B&G 財団助成事業、ハスクバーナ 135Mk II)	3台
	軽量チャップス T004B (B&G 財団助成事業)	12着

1.4 給水関係備蓄品

品名	容量	数量
給水タンク	1,200ℓ	2個
ポリタンク	10ℓ	53個
ポリ袋	4ℓ	100個

1.5 B&G 防災拠点大新田防災車庫 大町市大町7016番3 (大新田町)

品名	型式	数量
小型移動式クレーン搭載トラック	2PG-FEB80	1台
油圧ショベル (ヤマ-	Vi025-6	1台
スライドダンプ (三菱ふそう)	キャンターダンプ 3t	1台

資料 1 1 - 2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(生活協同組合コープながの)

大町市(以下「甲」という)と生活協同組合コープながの(以下「乙」という)は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき、(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続)

第5条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条および第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における生活協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成11年8月25日

甲 大町市長 腰原 愛正

乙 生活協同組合コープながの
理事長 米原 俊夫

別表 1

<p>優先 供給品目</p>	<p>★容器入り水・飲料 ★パン（菓子パン・料理パン・食パン） ★牛乳（L Lその他） ★果物（バナナ他） ★レトルト食品（ごはん・おかず類）</p>
<p>状況に応じて 供給する 品目</p>	<p>●缶詰（イージーオープン） ●ハム・ソーセージ ●インスタントラーメン ●バター・ジャム ●緑茶・コーヒー・紅茶 ●米 ●粉ミルク ●電池 ●懐中電灯 ●ローソク ●マッチ・簡易ライター ●軍手 ●ポリバケツ ●飲料用ポリタンク ●カセット式ガスコンロ及びボンベ ●紙コップ・紙皿 ●トイレットペーパー ●洗剤・石けん ●紙おむつ ●生理用品 ●濡れティッシュ ●ゴミ袋 ●運動靴 ●下着・靴下 ●タオル ●かとり線香（夏季） ●使い捨てカイロ（冬季）</p>

- (1) ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に対応して調達・供給する。
- (3) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

資料 1 1 - 3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(大北農業協同組合)

大町市(以下「甲」という。)と大北農業協同組合(以下「乙」という。)は、大町市内において地震、暴風、洪水その他の原因により生ずる災害が発生したとき、(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活物資)

第4条 甲が、乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられるよう態勢の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項の他、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑惑が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成11年8月25日

甲 大町市大字大町3887番地
大町市長 腰原 愛正

乙 大町市大字大町字光明町3091番地の1
大北農業協同組合
代表理事組合長 北原 貞太郎

生産物資供給

別表

	初動対策	初期対策	復旧対策
	～3日 ライフライン ストップ	4日～6日 電気復旧	7日～30日 水道復旧
	仮設住宅ガス配置		
食料品	○	○	○
飲料水	○	○	○
お茶葉	○	○	○
菓子・パン	○	○	○
米	炊き出し	炊き出し	炊き出し
切り餅	○	○	○
レトルトご飯	○	○	○
インスタント食品	○	○	○
牛乳	○	○	○
果物	○	○	○
缶詰	○	○	○
肉・魚	○	○	○
衣料等	○	○	○
軍手	○	○	○
合羽	○	○	○
長靴	○	○	○
作業服	○	○	○
ゴム手袋	○	○	○
炊事・食器	○	○	○
はし	○	○	○
食器	○	○	○
鍋	○	○	○
包丁	○	○	○
卓上コンロ	○	○	○
身の回り・日用品	○	○	○
ティッシュペーパー	○	○	○
トイレットペーパー	○	○	○
石鹸	○	○	○
紙おむつ	○	○	○
生理用品	○	○	○
粉ミルク	○	○	○
哺乳ビン	○	○	○
タオル	○	○	○
光熱電池材料	○	○	○
電池	○	○	○
懐中電灯	○	○	○
マッチ	○	○	○
ライター	○	○	○
ストーブ	○	○	○
灯油	○	○	○
LPガス設備	○	○	○
防災資材	○	○	○
被覆シート	○	○	○
スコップ	○	○	○
じょれん	○	○	○
チェーンソー	○	○	○

資料 1 1 - 4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
(イオンリテール株式会社マックスバリュ長野事業部)

(趣旨)

第1条 大町市(以下「甲」という。)とイオン株式会社ジャスコ新大町店(以下「乙」という。)とは、大町市の地域において地震、風水害その他の災害が発生したとき(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害発生後の市民生活の安定を図るため、応急生活物資の調達及び供給を行う。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(応急生活物資の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲から前項以外の商品の要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、事前に甲乙協議の上定めておくものとする。

(応急生活物資の要請手続)

第6条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲または、乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(応急生活物資の取引)

第8条 応急生活物資の引渡し場所は、大町市地域防災計画に定める物資輸送拠点または、本部設置箇所とし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引取るものとする。

(費用)

第9条 第4条および第7条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、前条に規定する納品書等に基づき、災害時直前における価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成18年11月14日

甲 大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 松本市南松本2丁目7-30
イオン株式会社 中部カンパニー
長野事業部
事業部長 西崎 泰男

資料 1 1 - 5 災害時における生活物資の供給協力に関する協定
(株式会社カインズ)

大町市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第 6 条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第 7 条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年3月23日

甲 長野県大町市大町3887
長野県大町市長 牛越 徹

乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社 カインズ
代表取締役社長 土屋 裕雅

資料 1 1 - 6 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

(長野県石油商業組合)

大町市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び、長野県石油商業組合中信支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対する災害情報、通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等の傷病者に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書による。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付する。

(支援の実施)

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施する。

(報告手続)

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに救援実施報告書を提出する。

(経費の負担)

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定する。

(費用の支払)

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払う。

(事故等)

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定める。

(協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等について情報交換を行い、災害時等に備える。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するため、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給等に関する必要な対策について協議する。

(市民への周知)

第10条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容並び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図る。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新される。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙丙記名のうえ各1通を保有する。

平成25年 9月27日

甲 大町市大町3887
長野県大町市長 牛越 徹

乙 長野市北条町25-1
長野県石油商業組合
理事長 渡邊 一正

丙 松本市中央1丁目23-1 松本商工会館 3F
長野県石油商業組合中信支部
支部長 曾根原 幹二

資料 1 1 - 7 災害時における L P ガスに係る協力に関する協定

(長野 L P 協会大北支部)

大町市（以下「甲」という。）と長野 L P 協会大北支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県 L P ガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時における L P ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における L P ガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対する L P ガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(協力業務)

第 3 条 協力業務は次のとおりとする。

(1) 被災地域の L P ガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2) 供給設備設置場所以外で発見された L P ガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管

(3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設への L P ガスが供給されることとなった場合の L P ガス供給設備工事及び L P ガス供給

(4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及び L P ガス供給のために特に必要な業務

(費用)

第 4 条 前条 (3) の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給した L P ガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙が協議の上決定する。

2 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

(役割分担)

第 5 条 甲は、災害時において円滑に L P ガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等に L P ガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行うものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第 3 条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

(連絡体制)

第 6 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部消防防災課、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

2 乙は支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内に L P ガス災害対策本部を設置する。

3 甲、乙、丙は、この協定の運用に支障を来さないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙、丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い、相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲、丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲、丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業員の災害補償)

第9条 第3条の協力業務において、乙並びに丙の会員が負傷、もしくは疾病にかかり、または死亡の場合の災害補償については、次に掲げる場合を除き、関係法令や市町村条例等により、甲の責任において補償を行うものとする。

(1) 従業員の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害について、乙、丙または従業員が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月27日

甲 大町市大町3887番地
長野県大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町2511番地3
長野LP協会大北支部
支部長 松山 芳久

丙 長野市中御所1丁目16番13号天馬ビル4F
一般社団法人長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫

資料 1 1 - 8 災害時における物資供給に関する協定書

大町市長 牛越 徹（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター理事長 捧 雄一郎（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料 1 1 - 9 災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）及び HARIO 株式会社（以下「丙」という。）は、市内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給、および、平常時における防災教育の支援を行うことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙及び丙が日頃から連携して、災害時における市民生活の早期安定及び被災者支援のために、生活物資の迅速な供給と、平常時においては災害に備えるための教育に協力して取り組み、大町市の一層の防災力向上に資することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に避難施設等における生活物資、又は、市民への防災教育の普及支援（以下「救援物資等」という。）について必要としたときには、乙又は丙に協力を要請することができる。

（協力の内容）

第 3 条 甲が、乙丙に協力を要請する避難施設等における生活物資の範囲、もしくは、防災教育の範囲は、次の内容とする。（別紙 1 参照）

- （1）避難所等における避難者用の発泡スチロール製のマットの提供、及び使用後の回収。
- （2）避難所等における発泡スチロール製のトイレ用品の提供。
- （3）日用品の備蓄セットの提供。
- （4）地域における防災教育全般に係わるコーディネート。
- （5）その他災害時の応急対策に必要な生活物資として、乙丙が供給できるもの。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、前条に規定する協力の要請を、乙丙にするときは、救援物資等要請書（様式第 1 号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（引き渡し等）

第 5 条 前条の要請書に基づく防災用品等の引き渡し場所への運搬は、原則として乙丙が、行うものとする。ただし、乙丙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

- 2 甲は、乙丙が防災用品等の運搬を行うときには、乙丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 乙丙が供給した防災用品等の費用及び乙丙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙丙が業務の履行後に提出する救援物資等報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)に基づき、災害等発生前における適正な価格を基準として、甲乙丙が協議の上定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 防災用品等の代金及び運搬に要した費用について、乙丙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報交換)

第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者、担当者を定めて共有するものとし、変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。(別紙2)

2 甲と乙及び丙は、平時から第3条の協力の内容について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成32年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間満了の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社
代表取締役 山岸 弘道

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO株式会社
代表取締役 清沢 俊太郎

(別紙1)
協力の内容

1. 防災用品等の内容

- ①発泡スチロール製マットの提供と使用後の回収
- ②発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」の提供
- ③ニコニコ備蓄セットの提供
- ④その他の防災用品の提供

2. 防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別紙2)
連絡体制について

甲 長野県大町市大町3887
大町市 総務部 消防防災課消防防災係

電話 0261-22-0420 (内線516・515)

FAX 0261-22-0392

乙 長野県伊那市御園180番地2
興亜化成株式会社

電話 0265-72-7264

FAX 0265-72-0006

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1
HARIO株式会社

電話 0263-55-6754

FAX 0263-99-2481

救援物資等要請書

興亜化成(株)・HARIO(株)

担当者

様

長野県大町市

大町市長 牛越 徹

印

災害時における生活物資の供給および防災教育の支援に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する事由

--

*生活物資の供給および防災教育の支援

2 要請内容

要請する生活物資等	供給希望期日	引き渡し場所（輸送先）	備考

3 要請担当者

所属・氏名

連絡先

資料11-10 災害時における水力発電所による電力供給に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と株式会社シグナス水力発電研究所（以下「乙」という。）は、甲の行政区域（以下、大町市区域という。）で台風、地震等災害発生時、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における水力発電所（以下「発電施設」という。）から避難場所等への電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する避難場所等において、水力発電による電力を非常用電源として活用し、避難場所の運営を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所等）

第2条 本協定における避難場所等は、甲の指定した緊急指定避難場所及び避難所・福祉避難所とする。

（災害時等の連絡態勢の確立）

第3条 甲と乙は、大町市区域内における災害時等の連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努める。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲乙両者間で協議のうえ決定する。

（用途）

第4条 乙は、甲の要請により当該発電施設において、市民に対し、携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器等の用に供するポータブル蓄電池を無償で提供するものとする。

（電力の無償提供）

第5条 甲は大町市区域内で災害が発生した場合、乙に対して当該発電施設から電力の無償提供を要請することができるものとし、特段の事情がない限り乙はこれに応じるものとする。

(1) 乙は、災害時に大町市区域内の避難場所等へポータブル蓄電池を無償で提供する。

(2) 甲は、乙設置の発電施設の非常用コンセント（以下、非常用コンセントという。）を無償で使用できる。

(3) 乙設置の発電施設の具体的な名称及び所在等は、乙が随時甲へ届出を行う。

(4) 甲は、必要に応じて、乙が提供するポータブル蓄電池を非常用コンセントから充電し、避難場所等へ運ぶ。ただし、乙は、業務に支障のない範囲内で、この活動を補助する。

（定期的な情報交換の実施）

第6条 甲と乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため、定期的な情報交換を実施する。

（情報管理の徹底）

第7条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た情報について、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

（安全管理）

第8条 本協定の実施にあたっては、甲と乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行う。

(損害賠償)

第9条 損害賠償は次の各号による。なお、各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上で解決にあたる。

- (1) 甲または乙が故意または過失により甲が乙の物品、乙が甲の物品を損傷した場合、甲は乙に、乙は甲に対し損害の賠償を行う。
- (2) 甲または乙は、第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲または乙に故意または過失がある場合は、危害や損傷等を与えた甲または乙が賠償を行う。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに、甲乙のいずれからも協定解消等の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口を次に定める。

- | | |
|---|-----------------|
| 甲 | 大町市総務部危機管理課 |
| 乙 | 株式会社シグナス水力発電研究所 |

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上で必要な事項を定める。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和6年1月19日

甲 大町市大町3887
大町市長 牛越 徹

乙 安曇野市穂高柏原2872-22
株式会社シグナス水力発電研究所
代表取締役 緒方 博幸

資料11-11 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

大町市(以下「甲」という。)と株式会社ナガワ(以下「乙」という。)とは、災害時におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大町市内において地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

(協力事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(協力の要請)

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

(機材の品目)

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

ただし、県がプレハブ建築協会から斡旋を受けた会員へ発注する応急仮設住宅は除く。

乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、第3条の規程により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

(機材の引渡し)

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(善管義務)

第8条 機材の所有権は乙に帰属するものとし、甲は善良な管理者の注意をもって機材を使用・管理しなければならない。

2 賃貸借の期間中、賃貸借終了後乙に返還されるまでの期間、機材の破損及び毀損・滅失についての責は甲に帰属するものとし、修理及び補償ならびに損失の補てんに関する費用はすべて甲の負担とする。

(善管義務追加条項)

第9条 前条の善管義務は、天災(地震・噴火・洪水等)及び戦争・暴動を起因とする場合も同様とし、乙は甲の責に帰することができない破損及び毀損・滅失に関しても、修理及び補償ならびに損失の補てんに関しての費用を甲へ請求できることとし、甲はその支払義務を負うこととする。

(協定に定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年2月16日

甲 長野県大町市大町3887番地

大町市長 牛越 徹

乙 東京都千代田区丸の内1-4-1

株式会社ナガワ
代表取締役社長 新村 亮

資料11-12 災害時における生活物資供給協力に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な生活物資（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の安定を図るため、生活物資の調達などに関して必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 大町市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 大町市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を大町市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって

行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第 9 条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(費用の負担)

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の費用（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては大町市危機管理課危機管理係とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第 12 条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 13 条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が署名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

甲 長野県大町市大町 3887 番地

大町市長 牛越 徹

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

資料11-13 危機発生時における物資等の供給及び施設の一部提供に関する協定書
大町市(以下「甲」という。)と大町商工会議所(以下「乙」という。)とは、甲の区域内において甚大な災害の発生、又はそのおそれがある場合(以下「危機発生時」という。)における物資等の供給及び施設の一部提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、市域における危機発生時において甲及び乙が相互に連携・協力することについて定める。

(協力要請)

第2条 甲は、危機発生時における物資等の確保と施設の一部利用に関し、乙に対して協力を要請できるものとする。

(1) 甲が危機発生時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、甲に対して、当該物資等の供給を行うこと。

(2) 次に掲げる乙の施設の一部を提供すること。

所在地	大町市大町 2511-3
施設名	大町商工会議所
対象範囲	2階 大・中・小会議室

2 前項に基づいて協力を要請する場合、甲は、品目、数量、利用場所等を明示した協力要請書(様式第1号)をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出することができるものとする。

(要請の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条第1項の要請を受け、協力の措置の内容が決定した場合は、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条第1項第1号の物資等の供給を実施したとき、又は前条第1項第2号の施設の一部を提供したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した「危機発生時協力活動報告書」(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(1) 協力に要した機材、資材、消耗品の数量及び従事者名簿

(2) 使用した施設の場所及び使用日数

(3) その他、甲の要請により乙が提供又は従事した業務に係る事項

(経費の負担)

第4条 乙が甲に供給した物資等の対価及び施設提供費用は、甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

(経費の請求)

第5条 乙は、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 甲乙は、危機発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。また、甲乙の担当者同士の連絡を平時から行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては危機管理課長、乙にあつては専務理事兼事務局長とする。ただし、連絡が取れない場合は甲乙ともにその職員が代理を務めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲又は乙のいずれも異議がない時は、さらに1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

甲又は乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

(実施日)

第11条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年8月20日

甲 長野県大町市大町 3887 番地

大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町 2511 番地 3

大町商工会議所会頭 井内 猛男

県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性

令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号

(目的)

第 1 長野県内の備蓄体制の充実・強化のため、長野県（以下「県」という。）及び市町村において、災害時に必要となる標準的な物資の品目及び数量（以下「標準品目等」という。）の基本的な方向性を示します。ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。

(想定する被害及び避難者数)

第 2 県及び各市町村で想定される最大の避難所避難者数に対応することを基本にしつつ、県全体（県及び市町村）では、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定します。

(対応期間)

第 3 県内の備蓄で対応する期間については、国からの支援が届くまでの災害発生から 3 日間を想定して対応します。

(標準品目等の必要量) 第 4 第 3 の期間中における標準品目等の必要量は別記 1 により算出してください。

(役割分担)

第 5 県及び市町村は、標準的な物資その他災害時に必要となる物資について、県民に対して最低 3 日間、可能な限り 1 週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。ただし、孤立予想地域にあっては、最低 1 週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。

2 県及び市町村は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等の必要量のうち、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 を目安に、現物備蓄、流通備蓄又は企業・他の自治体等からの提供により確保するよう努めてください。

3 県は、市町村を補完し、広域で備蓄を行う観点から、別記 2 に記載する事項に重点を置いて標準品目等の備蓄を行っていきます。

(県全体の備蓄量)

第6 災害時の相互応援を前提に県全体(県及び市町村)で確保をめざす数量は、糸魚川-静岡構造線断層帯地震(全体)の避難所避難者数を想定し、第4の規定により算出した必要量の3分の2(第5の2の規定による。)の数量を目安とします。(災害時の相互応援等)

第7 被災市町村を応援する市町村は、原則として、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援を行うこととします。

2 県において災害対策本部が設置された大規模災害の場合など、前項により対応が難しい場合は、県により調整します。

(備蓄場所の確保)

第8 備蓄物資は、搬出が容易な場所に配置するものとし、物資の内容と数量を予め明示するなど、搬出、輸送を円滑に行えるよう努めてください。

(備蓄の管理等)

第9 標準品目等で消費期限等のあるものは、期限の到来を考慮して更新するようにしてください。

2 県及び市町村は、別に指定する期間までに、毎年4月1日時点における標準品目等その他の品目の備蓄状況を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録するとともに、最新の状況に更新するよう努めてください。

3 同システムにおいて登録された別記1の物資その他必要と認める物資については、その備蓄量や主たる保管場所等を別に定める方法にて毎年度公表します。

(集中取組期間)

第10 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までを集中的に備蓄の県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた集中取組期間

とします。ただし、備蓄品の入れ替え時期等の個別事情に応じて取り組んでください。

(その他)

第11 この方向性に定めのない事項は、必要に応じて県及び市町村が協議等を行いながら、定めていきます。また、国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行っていきます。

別記1（第4関係）

標準的な物資	必要量の算出（※1）
食料	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）*×3食×3日間 * 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの（車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数）
飲料水	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）* ¹ ×1人1日必要量3リットル* ² ×3日間 *1 避難所避難者用に食料に準拠して算出 *2 ペットボトルで保存する場合は500mlが望ましい
乳児用粉ミルク・液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率（※2）×1日必要量*×3日間 * 粉ミルクの場合は140g、液体ミルクの場合は1ℓとする
子ども用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率（※2）×1日必要量8枚×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合(0.005)*×1日必要量8枚×3日間 * 避難者における要介護の高齢者を想定したもの
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×断水率×1人1日5回*×3日間 * 1人の1日のトイレ回数を5回と想定したもの
トイレトーパー	避難所避難者数×1人1日0.18巻*×3日間 * 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率（※2） ×1人7日間必要量30枚×1/7* ¹ ×1/4* ² ×3日間 *1 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの *2 生理期間を4週に1回と想定したもの
毛布	避難所避難者数×1人当たり2枚

※1 内閣府・中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和5年5月）を参考に設定

※2 人口比率は国勢調査をもとに算出

別記 2

標準的な物資	県による重点取組
食料	県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。
乳児用粉ミルク・ 液体ミルク	半数程度を液体ミルクによる確保を行うとともに、第6により算出される備蓄量の2分の1程度の数量を備蓄・調達するよう努める。
子ども用おむつ	第6により算出される備蓄量の2分の1程度を備蓄・調達するよう努める。